

- ⑤ 選挙に直接関係のない者であること
- ⑥ 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない者であること

《留意事項》

- 税務に関係する者を選考する場合は、地域の実情を十分に考慮し、世帯から誤解を招き、円滑な調査の実施に支障を来すおそれがないようにした上で、税の賦課徴収に関係している者を選考できるものとする。

(イ) 指導員は、その事務内容を勘案すると、市町村職員・教師などを経験した者や登録調査員、調査員経験の豊富な者などが望ましいが、民間人の中から適切な者が得られないため、やむを得ず市町村等の職員を充てる場合は、地方公務員法第35条、第38条に基づき、所要の措置を講ずることとする。

この措置は、指導員の事務内容等にかんがみ、調査事務の円滑な実施に支障を来すことのないよう配慮する一方、公務員として関係規定に抵触することのないようにするためのものであるため、この趣旨を踏まえ適切に対処する。

ウ 指導員の配置

指導員の配置は、正確かつ安全な調査の実施が図られるよう、調査員の配置計画や地域特性を勘案して行う。

(ア) 指導員は、調査員への実地指導、調査員の代行調査などが多く見込まれる次のような地域について重点的に配置するなど調査区の特性も十分考慮して配置する。

- ・ 単身世帯の多い地域、アパートのある地域、平成27年国勢調査等で円滑な調査実施が困難であった地域、夜間の調査が見込まれる地域など、調査員の指導・支援が多く見込まれる地域

(イ) 指導員は、できる限り担当調査区数（世帯数）及び地域特性等を勘案した上で、調査員の指導・支援、調査書類の検査等の事務がおおむね平準化されるように配置する。

(ウ) 調査対象者のいない調査区（以下「無人調査区」という。）及び水面調査区については、指導員が調査を行うこととする。

また、住居不定者等の調査に当たっては、市町村職員、施設の管理者や警察官等の同行の上、指導員が調査を行うこととする。

(3) 調査員の選考及び配置

ア 調査員の選考・配置の基本

調査員は、1調査区を担当する者と2調査区を担当する者とを配置することとし、都道府県から配分された人数を、各調査区の特性等を考慮して適切な者を選考し配置する。

イ 調査員の選考

(ア) 調査員は、担当調査区の各世帯を訪問して世帯の人と面接し、世帯及び世帯員の属性を調査する事務を行うこととなるため、この点を考慮の上、原則として民間人の中から、次の要件を考慮して選考する。

- ① 責任をもって調査事務を遂行できる者であって、原則として20歳以上の者であること

調査員は、調査の趣旨・方法等を十分理解した上で、所定の期間内に調査書類を携行して、担当調査区内の各世帯を訪問する実査活動を行うので、調査期間中、責任をもって調査事務を遂行できる者でなければならない。

また、『回答状況確認表』により、インターネット回答世帯及び郵送提出等世帯^(※)の特定と調査票の未提出世帯に係る調査を行うこととしているので、こうした事務を十分に言い得る者でなければならない。

※ 郵送回収方式を選択しない市町村は、インターネット回答世帯のみを伝達

- ② 秘密の保護に関し信頼のおける者であること

調査員は、秘密の保護等について信頼のおける者でなければならない。特に、過去の調査において、秘密の保護に関する世帯とのトラブルや苦情があったかなどをできる限り把握し、このような者の選考を避ける。

- ③ 警察に直接関係のない者であること

国勢調査の調査票が犯罪捜査の資料として利用されるのではないかとの誤解を招くことのないようにするため、警察関係者は避ける。

・ 警察法第34条第1項及び第55条第1項に規定する警察官

《留意事項》

- 警察官の家族などについては、世帯の誤解を招くことのないよう、調査員の守秘義務の遵守や調査書類の厳重管理などに遺漏のないように特に留意する。

- ④ 選挙に直接関係のない者であること

国勢調査の調査活動が選挙運動と誤解されないようにするため、被選挙者、選挙事務所の職員などは避ける。特に、調査期間前後に選挙が予定される場合は、立候補予定者、選挙運動員その他特定の候補者の応援活動を行う者などが選考されることのないようにする。

《留意事項》

- 調査員は、法的には公職への立候補及び政治的行為が可能であるが、世帯からの無用の誤解を避けるため、調査員の任命期間内にこうしたことを行うことが見込まれる者については、調査員として選考しない。

- ⑤ 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない者であること

国勢調査の調査活動が暴力団等の活動に利用されるのではないかとの誤解を招くことのないようにするため、次に示す暴力団員などは避ける。

・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

《留意事項》

- 調査員の任命に当たり、暴力団員その他の反社会的勢力に該当する者であることが明らかとなった場合は、調査員業務に就けなくなることに異議の申し立てを行わない旨の誓約書をとる。

なお、誓約書については、既存の候補者推薦に関する承諾書や調査員報酬の口座振込み用紙等に「暴力団員その他の反社会的勢力に該当する

者であることが明らかとなった場合は、調査員業務に就けなくなることに異議の申し立てを行わないことを誓約します」という文言を入れる形式でもよい。

《留意事項》

- 地域の実情を十分に考慮し、世帯から誤解を招き、円滑な調査の実施に支障を来すおそれがないようにした上で、税の賦課徴収に関係している者を選考できるものとする。

(イ) 調査員の選考に当たっては、調査活動における安全確保の観点から、調査員の相互協力を始めとする複数人による調査活動の枠組みを基本としているので、調査員経験、性別・年齢、仕事の有無、調査員同士の顔見知り関係や住所等を勘案するなど選考方法に配慮する。

なお、調査員同行者については、あらかじめ調査員の推薦により市町村に登録することとなるので留意する。

《留意事項》

- 複数人による調査活動の措置については、『統計調査員の安全確保対策に係る事務要領-危機管理マニュアル-』にも記述しているので参照する。

ウ 調査員の配置

調査員の配置に当たっては、正確かつ安全な調査実施に配慮する必要があることから、地理に明るい調査区を担当させることを基本とし、また、調査の円滑な実施、調査関係者の協力確保などの観点にも配慮し、地域の特性に応じた適切な調査員の配置に努める。

例えば、次のような地域については、それぞれに示すようなことも考慮して配置する。

(ア) 学校の学生寮・寄宿舍又は会社の独身寮がある調査区

寮生などの把握漏れを防止するとともに、調査の円滑な実施を図るため、当該寮・寄宿舍の管理員等を調査員にすることなど

(イ) 病院・社会福祉施設などの調査区

入院者、入所者等の秘密保護及び調査の円滑な実施を図るため、当該施設の関係者等を調査員にすることなど

(ウ) 事務所・工場街、繁華街などの調査区

調査対象の把握漏れを防止するため、その地域の居住者か地域の実情に明るい者を調査員にすることなど

(エ) ワンルームマンション、オートロックマンションなどの調査区

不在がちのため、訪問回数が多くなることも見込まれるので、居住者又は管理員や、近隣に居住する者を調査員にすることなど

(オ) 建物が込み入っている調査区

調査区境界の識別誤りや調査対象の把握漏れを防止するため、その地域の居住者か地域の実情に明るい者を調査員にすることなど

(カ) 外国人の居住者の多い調査区

外国人の把握漏れを防止するとともに、その協力を得るため、地域の実情に